

(3) 在宅ケア体制の充実

地域包括支援センターでは、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉に関する様々な支援を行っていますが、必要な医療・介護サービスが利用できるよう、在宅ケア体制の充実を図る必要があります。

地域包括支援センターを核とした地域における総合相談・支援窓口の充実、更には医療機関・介護支援専門員等と連携を図ることで、より一層の在宅ケア体制の充実を図ります。

〔施策・事業〕

3 1 2 体調不安時に重症化防止のため一時的な入院をサポートする環境を整えることで、在宅療養を支援する仕組みづくり<新規>

高齢者がかかりつけ医を通じ、京都府が指定する「在宅療養あんしん病院」を事前に登録することにより、在宅療養中の高齢者が体調を崩し、在宅での対応が困難になった時に、スムーズに病院で受診し、必要に応じて入院ができるシステムを構築します。また、病院の地域連携室（担当者）を中心にかかりつけ医を含む在宅チームと連携し、退院調整を行い、在宅生活へのスムーズな移行を実現します。

3 1 3 かかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師等の医療専門職の情報提供

主治医を求める患者に対して、地域におけるかかりつけ医、かかりつけ歯科医、かかりつけ薬剤師等の医療専門職に関する情報の提供に努めます。

3 1 4 在宅医療実施機関（訪問診療、訪問歯科診療、訪問看護、訪問薬剤管理等）の情報提供

高齢者が必要な医療サービスを受け、住み慣れた地域で生活を継続できるよう、訪問診療、訪問歯科診療、訪問看護、訪問薬剤管理等を提供できる在宅医療実施機関に関する情報の提供を行います。



（４）相談・情報提供体制の充実

多様化・複雑化する高齢者からの相談に適切に対応できるよう、相談窓口に様々な情報を取り揃えます。

また、情報を入手しにくい環境にあると思われる方に対しては、地域包括支援センター等の関係機関と民生委員・児童委員や老人福祉員等が連携し、訪問活動等により、相談・情報提供体制の一層の充実を図ります。

〔施策・事業〕

３１５ 地域包括支援センターにおける相談機能の強化

高齢者の身近な地域に設置する地域包括支援センターにおいて、社会福祉士等の専門職員が各種相談を幅広く受けるとともに、必要な社会資源や制度が活用できるよう、相談機能を強化します。

３１６ 区役所・支所による地域包括支援センターの活動支援

区役所・支所は、地域包括支援センターを中心に地域の関係機関のネットワーク構築を進められるよう、地域包括支援センターの活動支援を行います。また、多様化・複雑化する高齢者保健福祉に関する相談に対して迅速かつ的確に対応できるよう、必要な支援や助言を行います。

３１７ 区役所・支所の保健師等専門職員の福祉・介護分野の知識・経験の充実強化

区役所・支所の保健師等専門職員の福祉・介護分野の知識・経験の充実を図るため、専門職員を対象とした福祉・介護に関する研修を実施するとともに、福祉事務所と保健センターの職員配置交流等を実施し、行政内部においても医療・保健と福祉・介護分野が円滑に連携できる体制を整備します。

３１８ 民生委員・児童委員、老人福祉員による相談活動の推進

区役所・支所等は、民生委員・児童委員や老人福祉員の相談・援助活動を更に推進するため、高齢者を取り巻く状況に合った研修や情報提供を行います。また、民生委員・児童委員や老人福祉員は、地域包括支援センターや一人暮らしお年寄り見守りサポーターと連携し、ひとり暮らし高齢者や外出機会の少ない高齢者など地域で情報を入手しにくいと思われる方へ、訪問活動等を通じて高齢者保健福祉サービス等の情報提供を行います。

3 1 9 見守り，配食サービス，買い物支援などインフォーマルサービスを含めた社会資源の情報提供＜新規＞

介護サービス等の公的サービスを補完するものとして，地域での高齢者の生活を支えるために欠かせない地域団体やNPO法人等が実施する見守り，配食サービス，買い物支援などの地域におけるインフォーマルサービスを含めた社会資源について，その把握に努め，地域包括支援センターなどにおいて，必要に応じて情報提供を行える体制整備を行います。

3 2 0 様々な広報媒体を活用した高齢者保健福祉サービスの情報提供

高齢者や介護家族をはじめ，関係機関や団体等，幅広い市民に対して，保健福祉をはじめとした高齢者全般にわたる各種の情報を総合的に提供します。

3 2 1 介護家族が集まって交流や情報交換をする場の情報提供

長寿すこやかセンターで毎月開催している「認知症の人の介護家族交流会」や，地域で活動している介護家族の会などの情報を，長寿すこやかセンターや地域包括支援センターなどにおいて，積極的に提供します。



3 2 2 高齢・障害外国籍市民福祉サービス利用サポート助成事業の実施

言葉や文化等の問題で，情報を入手しにくかったり，必要な保健福祉サービスが利用できない高齢又は障害のある外国籍市民を対象に情報提供や利用支援等の活動を行う団体に対しての助成を行います。

(5) 地域住民による自主的な活動の推進

地域福祉の推進において重要な役割を果たしている地域住民を主体とした取組やグループ活動等が、地域の中に広がるよう支援し、高齢者を地域で支えるコミュニティの構築を推進します。

〔施策・事業〕

3 2 3 地域コミュニティの活性化の総合的かつ計画的な推進による、自治会・町内会等への支援＜新規＞

地域コミュニティ活性化推進計画を策定し、地域住民が地域活動に主体的に参加し、自主的かつ活発な地域活動を行えるよう、必要な支援を行います。

3 2 4 「京（みやこ）・地域福祉推進指針」の推進

地域住民を主体として、住民・公共的団体・行政の協働により、福祉課題の解決を図り、誰もが安心して健やかに暮らすことができる地域の実現を目指す、本市の地域福祉の理念を示した「京（みやこ）・地域福祉推進指針」を推進します。

3 2 5 社会福祉協議会による地域福祉活動への支援

地域福祉活動で重要な役割を担っている社会福祉協議会が市域、区域、学区域で重層的な事業の展開を図れるよう支援します。

3 2 6 地域住民や学生等によるボランティア活動や市民活動への支援

地域住民や学生等によるボランティア活動や市民活動を支援するため、福祉ボランティアセンター及び市民活動総合センターで、その活動に関する情報提供や個人・グループの情報交換の支援等を行います。

また、福祉ボランティアセンターでは、行政区域における福祉ボランティア活動の拠点である区ボランティアセンターの円滑な運営を支援します。



2 高齢者が安心できる生活環境づくり

(1) 高齢者が安心して暮らせる住まいづくり

福祉施策と住宅施策が連携し、ハード、ソフトの両面から居住福祉の向上を図り、高齢者が安心して暮らせる住まいづくりに係る取組をより一層進めていきます。

〔施策・事業〕

327 市営住宅のバリアフリー化の推進

市営住宅が、住まいのセーフティネットとしての機能を十分発揮できるよう、エレベータの設置や住戸内の段差解消等による高齢者対応の推進をはじめとする居住性の向上を図ります。

328 安心して暮らし続けるためのバリアフリー化改修支援

住宅のバリアフリー化改修に対しては、低利の融資制度や分譲マンションの共用部分の改修助成を行っており、これらの制度の活用を促進するとともに、一層のバリアフリー化改修の支援について検討を進めます。

また、要介護状態になるおそれのある65歳以上の方には、生活機能の維持向上や転倒事故防止のため、住宅改修に要する費用の一部を助成する事業を実施します。

<参考>住宅マスタープランにおける数値目標

目標指標	現況値	目標値
高齢者が居住する住宅のバリアフリー化率	36.6%（H20）	75%（H30）

329 福祉・介護の専門家と建築士との連携による高齢者の状態像に応じた住宅リフォーム等への支援

福祉・介護の専門家と建築士が連携して高齢者の状態像に応じた住宅リフォームを行えるよう、専門家に関する情報提供等の支援を行います。

また、京都市すまい体験館が実施する訪問相談では、バリアフリー等のリフォームについて、作業療法士と建築士が住宅を訪問し、その身体状況に応じた適切なリフォームができるよう具体的にアドバイスを行います。

330 サービス付き高齢者向け住宅等の高齢者にふさわしい住まいの整備促進 ＜新規＞

バリアフリー構造や見守りサービス等を備えるなどの基準を満たしたサービス付き高齢者向け住宅等をはじめ、高齢者の多様なニーズに応える高齢者向けの住まいの供給を促進し、高齢者の居住の安定確保を図ります。

331 民間賃貸住宅に円滑に入居するための支援

民間賃貸住宅に高齢者が終身住み続けられ、家賃の前払いが可能な終身建物賃貸借制度の活用を促進し、高齢者の終身にわたる居住の安定の確保を図ります。

また、民間賃貸住宅において高齢者の入居が敬遠される要因である家賃の不払いや入居後の心身の状況変化に対する賃貸人の不安を解消するため、家賃債務保証制度の普及や高齢者を見守り支援するためのネットワークづくりを進めます。

332 多様な高齢者向けの住まいについての情報提供

京都市すまい体験館が実施するすまいよろず相談において、住宅に関する様々な相談に応じ、リフォームに役立つ情報提供を行うほか、高齢者のすまいに関する様々な情報を、区役所・支所や地域包括支援センターに取り揃え、各種制度の紹介、情報提供体制の充実を図ります。

また、高齢者が多様なニーズに応じた居住の場を容易に選択することができるよう、高齢者の入居が可能な様々な住宅等の情報を一元的に提供できる仕組みを構築します。

（２）高齢者が暮らしやすい生活環境づくり

行政、市民、企業が一体となってユニバーサルデザインの理念に基づいた取組が進むよう普及・啓発を一層推進し、公共建築物、交通機関、歩行環境等のバリアフリー化等のハード面の対策とともに、人的対応の充実や利用者に対する適切な情報提供等のソフト面の対策を図り、高齢者をはじめすべての人にやさしいまちづくりを総合的に推進します。

〔施策・事業〕

333 ユニバーサルデザインに基づく生活環境づくり

「京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例」及び「京都市みやこユニバーサルデザイン推進指針」に基づき、あらゆるものをすべてのひとができる限り利用しやすいことを目指すユニバーサルデザインの考え方を取り入れた生活環境づくりを推進します。

3 3 4 公共建築物のバリアフリー化や駅等のバリアフリー化の推進

すべてのひとが安全かつ安心して施設を利用できるよう、既存公共施設の現況調査結果や、施設ごとの整備計画に基づき、バリアフリー化改修を推進します。

また、バリアフリー新法に基づき、旅客施設及びその周辺道路等の重点的、一体的なバリアフリー化を推進します。

3 3 5 あんしん歩行エリア対策事業の推進

歩行者の安全を確保するため、あんしん歩行エリア対策事業を推進し、市街地で事故の発生割合が高い地区等の歩道の設置や交差点の改良等の整備に取り組みます。

3 3 6 交通安全普及啓発事業の推進

各区交通対策協議会等の活動を中心に、ポスター、パンフレット等を活用した広報啓発や街頭啓発等の事業を推進します。また、高齢者向けのイベント等での啓発活動を推進します。

3 3 7 ベンチの設置などによる休憩スポットの充実等の推進

都心主要道路における歩行空間の拡大とベンチ等の設置などによる休憩スポットの充実等、環境整備と交通安全性の向上を図ります。

3 3 8 市バスにおけるノンステップバスの導入促進

高齢者をはじめ誰もが安心して市バスを利用できるよう、ノンステップバスの導入を促進するとともに、ノンステップバスに適した停留所への改善を図ります。

3 3 9 移動に制約のある方への支援

特定非営利活動法人等が実施するボランティア輸送としての有償運送（福祉有償運送事業）について、その必要性及び実施に伴う安全性の確保、旅客の利便の確保等について協議する場を引き続き設け、移動に制約のある方への支援を図ります。

また、高齢者等単独では移動が困難な方の個別ニーズに迅速かつ的確に対応できるタクシー事業者による共同配車センターの運営について、必要な協力を行います。

3 4 0 「京都市緑の基本計画」に基づく緑化推進事業の実施

「京都市緑の基本計画」及び「第1次 京（みやこ）のみどり推進プラン」に基づき、都市公園等の整備、公共施設や民有地の緑化などを進め、緑の優しさに包まれた思いやりのある「安心・安全のまち」を育てます。

（３）防災対策・防犯対策の推進

災害時要援護者名簿について、新たに「見守り活動対象者名簿」を作成し、関係機関や団体等が共有・活用することにより、地域における見守り体制の充実を促進します。

また、市民が自ら危険を回避できるよう、防犯・防災に係る意識と知識の高揚を図る啓発を強化するとともに、保健・福祉関係者に対しても研修等により知識の普及を図ります。同時に、災害等に備え、地域住民による自主的な活動を積極的に支援します。

〔施策・事業〕

3 4 1 災害時要援護者名簿を活用した地域における見守り体制の充実＜新規＞

これまで行政内部で保有し、災害時にのみ地域に提供することとしていた災害時要援護者名簿を活用するため、要援護者の方から同意を得る方法で個人情報の保護を図ったうえで、関係機関や団体において情報を共有することにより、高齢者をはじめとした要援護者の地域における見守り体制の充実を促進します。

3 4 2 福祉避難所の事前指定の推進＜新規＞

大規模災害が発生した場合に、災害時要援護者等の特別な配慮を要する方を受け入れる福祉避難所の事前指定を推進するとともに、その運営を円滑なものとするため、運営マニュアルの作成や研修会の開催、地域住民への周知を実施します。

3 4 3 災害ボランティアセンターの運営

災害時において、高齢者をはじめとする幅広い被災者の生活や被災地の復旧・復興等を支援するボランティア活動が円滑にできるよう、関係団体とのパートナーシップの下、ボランティア活動の調整を行う京都市災害ボランティアセンターを常設し、平常時からボランティアの受入環境の整備を図ります。

3 4 4 自主防災活動の推進による地域の協力体制の推進

自主防災組織、事業所、消防団、その他の地域団体で構成する高齢者のいのちを守るネットワークの構築を推進し、定期的に訓練、交流会等を実施することにより、相互の協力関係の強化に努めます。

また、災害時の自主防災活動の中心的存在となる自主防災リーダーや京都学生消防サポーターを育成するため、必要な技術や知識を習得する研修を実施し、地域の災害対応力の向上を図ります。

3 4 5 防火・防災の意識・知識の啓発と情報提供

市内各所において、あらゆる機会を通じ、消火器の取扱訓練や防火・防災講習、起震車による地震の体験会等を実施し、火災予防対策や災害発生時の初動活動等の防火、防災指導を行います。

また、地震や洪水等の災害の危険性に関する情報及び日ごろからの備えや避難に関する情報等の防災情報を提供します。

3 4 6 学区の安心安全ネット継続応援事業の実施

誰もが安心して暮らせるまちづくりを進めるため、地域住民（各種団体）と区役所・支所、学校、警察署、消防署等の関係機関が連携し、防犯、防災、子どもの安全、地域福祉等幅広い分野で地域の安心・安全の確保に取り組む、地域の総合的な安心安全ネットの取組を更に発展させるため、補助制度の創設、防犯活動支援物品（防犯用具）の貸出しなどを実施します。

3 4 7 応急手当の普及・啓発

介護サービスの提供中等に高齢者に適切な応急手当が必要となった場合、訪問介護員等が救急隊の到着するまでの間、心肺蘇生法などの応急手当ができるよう A E D（自動体外式除細動器）の使用方法も含めた救命講習を推進します。

また、平成 2 0 年度に創設された事業所間のネットワーク組織である「安心救急ネット京都」と連携を図り、応急手当の普及・啓発と A E D 設置を促進します。

3 4 8 防火アドバイザーの養成

火災等の災害から高齢者や障害のある方を守るため、日ごろからこれらの方と接する機会の多い、訪問介護員、介護支援専門員、民生委員・児童委員、老人福祉員等を対象に、防火・防災に関する知識や指導技術を習得する研修を実施します。

3 4 9 住宅用火災警報器の設置促進

住宅火災から命を守るため、すべての住宅に設置が義務付けられた住宅用火災警報器の必要性について啓発するとともに、未設置世帯への設置の促進を図ります。

(4) 消費者施策の推進

消費者被害の未然防止・拡大防止や救済のため、関係機関との連携を更に強化し、高齢者をはじめ、高齢者福祉関係者への啓発、相談、情報提供等の施策を推進するとともに、高齢者が身近に相談できる体制の充実を図ります。

〔施策・事業〕

350 消費者啓発・教育の推進

悪質商法からの被害を未然に防ぐため、普段から対策が講じられるよう、高齢者向けの分かりやすいパンフレットや消費生活全般に関する情報誌等を配布するとともに、設置場所の拡大を図ります。また、消費生活に関する知識を身に付けることを目的とした講座や、地域での研修会等で悪質商法に関する出前講座を実施します。

351 市民との協働による見守りの仕組みづくり

日常生活の中での目配り、気配り等により地域の高齢者等の見守りを行い、消費生活総合センターへの相談を奨励するボランティア「くらしのみほりたい」の募集や、地域に密着した消費者啓発の核となる「京（みやこ）・くらしのサポーター」の活動により、消費者被害の未然防止、拡大防止を図ります。

352 消費者被害救済のための相談事業の充実

悪質商法の被害に遭ったときに、その対応策を相談できるよう、消費生活総合センターにおいて消費生活相談、法律相談事業等を実施するとともに、京都府、京都府警察本部、京都弁護士会等の関係機関との連携を強化し、相談事業の充実を図ります。

353 消費者被害情報等の迅速な提供

悪質商法等による消費者被害の実例や最近の被害状況等について、パンフレットやメール配信等により、迅速に情報提供します。